

奈良県警察聴聞等手続規則及び奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

奈良県公安委員会

委員長 和田林 道 宣

## 奈良県公安委員会規則第2号

奈良県警察聴聞等手続規則及び奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則  
(奈良県警察聴聞等手続規則の一部改正)

**第1条** 奈良県警察聴聞等手続規則（平成8年6月奈良県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「公安委員会の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

(奈良県道路交通法施行細則の一部改正)

**第2条** 奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第18条の14第2項を次のように改める。

2 前項の規定による公示は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

別記様式第17号の2の19を次のように改める。

別記様式第17号の2の19（第18条の14関係）

第 号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

年 月 日

奈良県公安委員会 印

記

- 1 聴聞の期日 年 月 日 時 分開始
- 2 聴聞の場所

別記様式第17号の2の20を次のように改める。

**別記様式第17号の2の20 削除**

**附 則**

この規則は、令和7年3月1日から施行する。